



**JASDAQ**

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 **綜研化学株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 逢坂 紀行  
(JASDAQ・コード番号4972)  
問合せ先 経営管理部長 滝澤 清隆  
TEL 03-3983-3268  
FAX 03-3988-9216

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 27 条（社外取締役との責任限定規約）および第 35 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 26 日（予定）

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 <u>27</u> 条   第 <u>33</u> 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 <u>34</u> 条   第 <u>37</u> 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 <u>27</u> 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外取締役との間に、</u> <u>同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関</u> <u>し、法令の定める最低責任限度額を</u> <u>限度とする契約を締結することがで</u> <u>きる。</u></p> <p>第 <u>28</u> 条   第 <u>34</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 <u>35</u> 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外監査役との間に、</u> <u>同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関</u> <u>し、法令の定める最低責任限度額を</u> <u>限度とする契約を締結することがで</u> <u>きる。</u></p> <p>第 <u>36</u> 条   第 <u>39</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p>